

新庄村がいせん桜通り景観条例（案）に対する意見公募実施要領

1 条例制定の趣旨及び背景

新庄村は、山陰と山陽を結ぶ旧出雲街道の宿場町「新庄宿」として栄え、江戸時代には松江藩の参勤交代等で多くの人々が往来した歴史を有しています。この新庄村に住む人々が、歴史を受け継ぎつつ日々手入れすることによって受け継いできた、昔ながらの建物の風合い、水路に流れる水のせせらぎ、桜の木の葉から落ちるこもれび等から成る心地よい豊かな環境及び歴史ある町並みというがいせん桜通りの景観は、新庄村の歴史、慣習及び生活文化の表れであるとともに、効率的な便利さの追求だけでは形成することができない、紛れもない村の財産です。この価値に対する理解を深めるとともに、先人が創り上げたこの景観を後世に残すため、新庄村民はここに新庄村がいせん桜通り景観条例（案）を作成しましたので、広く意見を聴取するためパブリックコメントを実施いたします。頂いたご意見は、計画策定の参考とさせていただきます。

2 意見公募の対象 新庄村がいせん桜通り景観条例（案）

3 資料入手方法

- (1) 新庄村ホームページ
- (2) 新庄村役場産業建設課（閲覧のみ）。

4 意見募集期間

2026年1月27日から2026年2月28日まで

5 意見を提出できる方意見の提出方法

- (1) 村内に住所を有する方
- (2) 村内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 村内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 村内の学校に在学する方
- (5) その他この事案に利害関係のある方

6 意見提出方法 持参・郵送・FAX・Eメールのいずれか

- (1) 直接提出 意見提出様式に住所、氏名、連絡先及び意見を記入して、新庄村役場産業建設課へ 持参して下さい。
- (2) 郵送 意見提出様式に住所、氏名、連絡先及び意見を記入して、下記あて郵送して下さい。 〒717-0201 岡山県真庭郡新庄村 2008-1 新庄村役場産業建設課 宛

7 提出された意見の取扱い

- ・提出された意見は、これに対する村の考え方とともに整理した上で、後日ホームページで公表します。
- ・意見を提出された方の個人情報（住所、氏名、電話番号など）は公表しません。

- ・個々の意見に対して、直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

8 問合せ先

新庄村役場 産業建設課 TEL : 0867-56-2628

Mail : sagyoukensetsu@vill.shinjo.lg.jp